

マナー講習会の受講に関する取扱いガイドライン

(目的)

会員のマナー向上は、シルバー人材センター事業の発展に欠くことのできない要件であり、原則としてすべての会員が受講し、個々の就業マナーの向上に努めなければならない。

今後、受講率を上げ、発注者に質の高いサービスの提供を図ると同時に、受講した会員と未受講の会員との公平な取り扱いを徹底することを目的として、このガイドラインを作成する。

1. 講習会（本講習）を受講しなかった会員

後日、八代市内の大人数収容施設において開催する補講の受講を求める。

2. 本講習及び補講のいずれも受講しなかった会員の取り扱い

(1) 就業機会の提供

就業機会の提供を行う際にマナー講習を未受講である点を考慮するものとし、併せて就業機会の提供の優先順位をマナー講習会を受講した会員は上位とし、受講していない会員は下位とする。

(2) 就業停止の取扱い

受講していない会員が、その就業においてマナー違反等によるクレームやトラブルを発生させたときは、次の取り扱いとする。

① マナー講習を受講している会員

重大なクレーム又はトラブルを除き、一度目は注意・指導、二度目は就業停止とする。

② マナー講習を受講していない会員

クレーム又はトラブルの程度にかかわらず、一度目で就業停止とする。

(3) 就業停止の期間

クレーム又はトラブルの内容、程度等によって、理事長が決定する。

(4) 未受講会員の取扱い

前年度に受講した会員で当該年度においてやむを得ない事由により本講習又は補講を受講できなかったときは、別紙「マナー講習未受講に関する理由書」を提出し、理事長が承認した場合は未受講の会員に対する取扱いを適用しない。

3. その他

このガイドラインに記載のない事項については理事長が決定する。

附則

このガイドラインは平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則

このガイドラインは平成 29 年 10 月 13 日から実施する。

(別紙) 平成 年度マナー講習会未受講に関する理由書

理事長 本 村 光 義 様

私は平成 年度マナー講習会に出席できなかつたため、下記のとおりそ
の理由をお届けいたします。

なお、今後の就業にあたつては、公益社団法人八代市シルバー人材センター会
員としてふさわしいマナーを守ると同時に、次回以降のマナー講習会には参加
することをお約束いたします。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

受講できなかつた理由